

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局管理部 管理課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>受給者の決定</p>
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市奨学金給付規則 第8条</p>
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成4年教育委員会規則第2号</p>
<p><b>【根拠条文】</b>                  (受給者の決定)                  第8条 教育委員会は、前条の報告に基づき、予算の範囲内で受給者を決定し、その結果を直接又は申請者が在学する学校長を経由して申請者に通知する。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び第2条の規定による。                  (資格)                  第2条 奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)、特別支援学校の高等部又は同法第134条に規定する各種学校のうち、芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認める学校の高等部に在学していること。ただし、各学校に在学している期間は、正規の修業年限を超えていないこととし、定時制及び通信制の学校については、4年を超えていないこととする。</p> <p>(2) 申請者の生計を維持する者が市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、高等学校の定時制に在学している者(独立の生計を営んでいる者に限る。)又は教育委員会が特に必要と認めた者については、市内に居住していることをもって足りる。</p> <p>(3) 経済的理由により修学困難な状況にあること。</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱又は当該年度の兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく高校生等奨学給付金制度の対象となる学校(通信制の学校を除く。)に在学し、市町村民税所得割額が非課税である世帯に属する者は奨学金の給付を受けることができない。</p>	

条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局管理部 管理課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用の許可</p>
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立学校使用条例 第2条</p>
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和27年条例第9号</p>
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第2条 校舎校地を使用せんとする者(以下単に「使用者」という。)は別に定める願書により当該学校長(園長を含む。以下同じ。)の承認を得て芦屋市教育委員会(以下単に「委員会」という。)に提出し許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文, 第3条及び芦屋市立学校使用条例施行細則第2条の規定による。</p> <p>第3条 次の各号に該当するものは使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民の融和を欠き又は市の平和をみだすおそれがあると認められる争議紛争に関する会合の類</li> <li>(2) 建物又はこの附属物を毀損するおそれがあると認められたとき。</li> <li>(3) 営利又は営業宣伝を目的とするもの</li> <li>(4) 株主総会又は営業組合の会合に類するもの</li> <li>(5) 遊宴に類するもの</li> <li>(6) 有料の諸会合。但しその学校所属の団体の会合若しくは委員会において特に許可した場合はこの限りでない。</li> <li>(7) 選挙運動。但し法令において別に認められたる場合はこの限りでない。</li> <li>(8) 前各号に該当しない場合でも委員会において教育上支障又は公益に反するおそれがあると認められたとき。</li> </ol> <p>第2条 使用者が次の者で使用が1日以内の場合は, 学校長において使用許可を与えることができ, 使用許可書(様式2)を交付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市立学校園が本市の他の市立学校を使用する場合</li> <li>(2) 社会教育に関する活動であることが明瞭である場合</li> <li>(3) その学校園の所属団体の会合の場合</li> <li>(4) その他教育目的に合致せる簡易なる使用, 但し使用が1日以内であつても映画演劇等を開催される場合(学校園が使用する場合を除く。)又はその学校の教育目的に即するか否かの疑義を生じたる場合は, 学校長は使用許可を与えることなく委員会に進達しなければならない。</li> </ol>	

条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局管理部 管理課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の還付承認</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立学校使用条例 第6条ただし書</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和27年条例第9号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                      第6条 使用料は前納とし既納の料金は事由の如何を問わずこれを返還しない。但し委員会において特別の事情があると認めるときはその全額又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>3日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局管理部 管理課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の減免</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立学校使用条例 第8条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和27年条例第9号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第8条 次の各号に該当する場合は使用料の全額又は一部を減免することができる。減免の額については委員会が別に定めるものとする。</p> <p>(1) 公用又は公益を目的とするもの</p> <p>(2) 社会教育法第10条に該当すると認められる社会教育関係の団体</p> <p>(3) 軽易なる使用</p> <p>(4) 前各号のほか委員会において特に本市の教育、学術、文化、体育の振興のために使用するものであると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び芦屋市立学校使用条例施行細則第6条の規定による。</p> <p>第6条 次の場合は前条の規定にかかわらず使用料金を免除することができる。</p> <p>(1) 芦屋市立の学校幼稚園図書館等の主催する教育活動の場合</p> <p>(2) 教職員組合又は社会教育関係団体の教育活動の場合</p> <p>(3) その他明かに上記に類するものと認めた場合</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>3日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局管理部 管理課

処分の概要	必要な設備の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市立学校使用条例 第10条第1項		
例規番号	昭和27年条例第9号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第10条 使用者は委員会又は学校長の許可を得て必要な設備をすることができる。</p> <p>2 委員会又は学校長が必要と認めたときは、前項の設備の変更、若しくは中止を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日